



令和8年3月5日

立川市議会

議長 福島正美 殿

立川市議会厚生委員会

委員長 山本 洋 輔

行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察月日

令和7年11月5日（水）から7日（金）

2 視察地及び視察事項

視察都市名	視 察 事 項
岡山県岡山市	在宅介護総合特区について
兵庫県明石市	認知症に対する取り組みについて
兵庫県神戸市	こども・若者ケアラー事業について

3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

厚生委員会 視察報告書

【日 時】2025年(令和7年)11月5日 13:30～15:30

【視察先】岡山市役所（岡山県岡山市北区大供1丁目1-1）

【視察項目】在宅介護総合特区について

【参加委員】山本洋輔(委員長)、稲橋ゆみ子、山本みちよ、若木早苗

【対応者】岡山市医療政策推進課 医療福祉戦略室

◆取り組みの概要/視察内容

人口減少と高齢化が進む中、岡山市は医療や介護資源が政令市の中でも豊富であり、使いやすい環境がある。介護保険給付費は23年間で3.3倍となり、保険料や医療費が高騰する中で「在宅で自立した生活を送っていただく」という事は制度維持の面でも重要である。意識調査においても「医療・介護が必要になった時に過ごしたい場所」として「自宅」という回答が38.4%と最も多く、市民の高い在宅ニーズがある。こうした中で、総合特区として国から指定をうけ、総合特区事業に取り組む事となった。

(1) 総合特区とは

地域の特定期間の包括的な取り組みを、様々な点から総合的に支援する制度。指定された自治体は、関係省庁と協議の上で、介護保険法や規則の規制緩和など、従来の規制を緩和したり、新しい制度を実施するなどの特別な措置を実施することが可能となる。岡山市での実践を通じた上で、国の制度改正を図るなど、岡山市民のみならず、最終的には全国民の利益になる。

(2) これまでの主な取り組みと成果

平成25年2月に愛称「AAA（トリプルエー）シティ岡山」とし、「高齢者が要介護になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」をコンセプトに、平成25年「地域活性化総合特区」として国の指定を受け、事業を開始した。1期目（平成25年2月～平成30年3月）で取り組みが始まり、2期目（平成30年4月～令和5年3月）を経て、現在は3期目（令和5年4月～令和10年3月）に取り組んでいる。

《全国的な制度改正につながったもの》

- ・デイサービスの送迎の柔軟化（本人宅以外に親族宅を追加）
- ・ADL維持等加算（介護報酬加算）の創設・拡充
- ・医療法人による配食サービスの実施
- ・訪問看護・介護事業者に対する駐車許可の簡素化

《総合特区（岡山市）での特例実施》

- ・最先端介護機器モデル貸与事業
- ・介護予防ポイント事業

（3）総合特区事業

①介護保険福祉用具貸与事業

- ・効果的な新しい介護機器が開発されても、介護保険の給付対象にならなければ、利用者が増加せず、市場が拡大しないため、メーカーが撤退する恐れがある。新たな種目の拡充は十分なエビデンスと協議が必要であり容易ではない。
- ・在宅で暮らす（要支援・要介護）高齢者に、福祉用具貸与の対象となっていない介護機器を1割の自己負担で貸与。機器を公募し、各受託業者が効果を検証。市はその結果をもとに国に福祉用具貸与の種目追加等を要望。
- ・これまで16機器を貸与。令和7年度は「靴などに装着できるGPS端末」「服薬支援機器」「パワーアシストグローブ」の貸与を行っている。

②訪問介護インセンティブ事業

- ・訪問介護が幅広い専門職と連携し、様々な視点から状態像を把握する必要がある。
- ・市が無償で派遣する専門職（理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士等）が訪問介護員と利用者宅を同行訪問し、訪問介護員に対して利用者の状態の「維持・改善」につながる助言を行う。
- ・利用者の状態維持、改善に取り組んだ事業所を表彰し、改善度合いの高い上位10事業所に市長から表彰状と奨励金（10万円）を交付。
- ・訪問ヘルパーの意識向上や、改善例として「シャワー浴ができるようになった」等につながっている。

③ケアマネインセンティブ事業

- ・訪問介護インセンティブ事業と同様に、専門職（理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士等）がケアマネージャーと利用者宅を同行訪問し、「維持・改善」につながる助言を行う。
- ・取り組んだ事業所を表彰し、改善度合いの高い上位10事業所に市長から表彰状と奨励金（10万円）を交付。

④高齢者活躍推進事業「ハタラク」

- ・就労希望をもつ高齢者はかなり多いが、70歳までの就労を実現している方は希望者の6割であり、75歳までの就労実現は希望者の2割にとどまっている。
- ・希望する要支援・要介護者が、サービス提供が可能なデイサービスを利用。デイは地域

の企業等から「ハタラク」を獲得し、利用者に提供する。企業等は謝礼がある場合は利用者へ支給する。

- ・行政が主導で伴走しながら「ハタラク」場をつくっている。デイサービスをモデル選定し、関係者間で事業の意義や実施のポイントを共有等。
- ・「小売店舗の敷地内で草抜き」「町工場からの内職で、返品商品のタグを外す」「制作したグッズの販売」「スポーツクラブの鏡を拭く」等、協力先企業・団体は 25 団体にのぼる（令和 6 年度）
- ・本人の「やりたい」を大切に、身近なところでできることを行っている。意欲向上につながっている。

◆所感

総合特区の取り組みを行うことで、事業者や行政が「要支援・要介護高齢者の在宅生活を支えるための課題」について考え、主体的に課題解決に取り組めるよう感じた。高齢者活躍推進事業では、「草取り」や「からあげの楊枝を入れる」「金魚すくいの器具をつくる」などコンビニエンスストアや商業施設等で幅広く取り組まれており、事業所からは「市の名前を出すと安心される」とのことであった。地域での理解と支援を広げる上でも行政が旗振り役として先頭に立つことの大切さを痛感した。

厚生委員会 視察報告書

- 【日 時】2025年(令和7年)11月6日 13:30~15:30
【視 察 先】明石市役所(兵庫県明石市中崎1丁目5-1)
【視察項目】認知症に対する取り組みについて
【参加委員】山本洋輔(委員長)、稲橋ゆみ子、山本みちよ、若木早苗
【対 応 者】明石市福祉局高齢者総合支援室

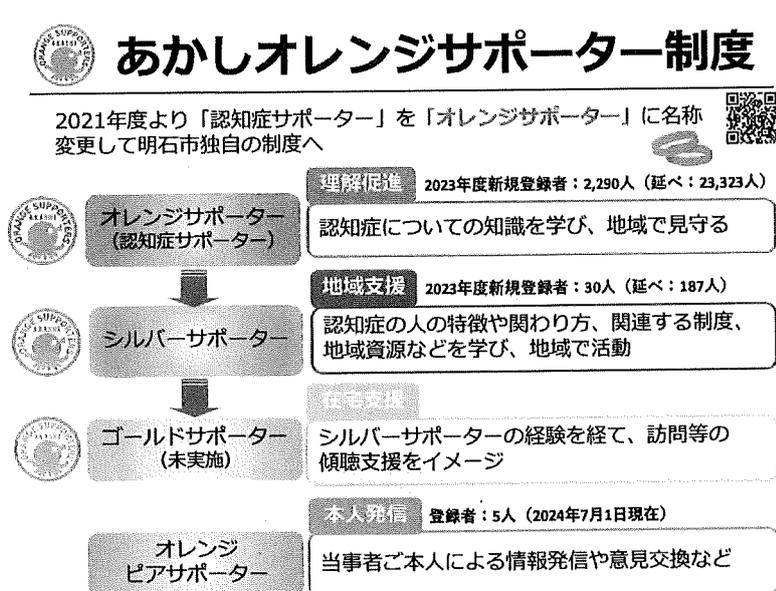
◆取り組みの概要/視察内容

明石市では、「認知症にやさしいまち明石」を基本姿勢とし、「本人の尊厳の確保」、「家族負担の軽減」、「地域の理解の促進」の3点を最も重要な政策の柱とし、加えて「医療と介護の連携」と「早期発見と対応」の観点で市の認知症施策が展開されている。

主な取り組みは以下のように非常に多岐に渡っている。

(1) あかしオレンジサポーター制度

2021年度より新たに制度を再編し、オレンジ(初級)・シルバー(中級)・ゴールド(上級)の3段階による認知症サポーター育成を行っている。認知症に関する知識習得から地域での見守り・声かけの実践まで、段階的に市民参画を促す仕組みである。協力事業所また、事業者が認知症支援に取り組む「協力事業所制度」も整備している。



オレンジサポーターの概要(左)とオレンジサポーター協力事業所に対して発行されるステッカー(右)
(いずれも視察資料より)

(2) 初期集中支援チーム

地域総合支援センター(市内 6 か所)に所属している医療職(保健士や看護師)、福祉職(社会福祉士や介護福祉士)、作業療法士 4 名で構成されるチーム。認知症専門医及びサポート医の指導の下、認知症が疑われる高齢者や家族のもとに訪問し、かかりつけ医とも連携しながら、認知症に対する初期の支援を包括的、集中的に行う。年間実績(2023 年度)としては会議開催 6 回、訪問延べ 45 人となっている。

(3) 認知症あんしんネットワーク会議

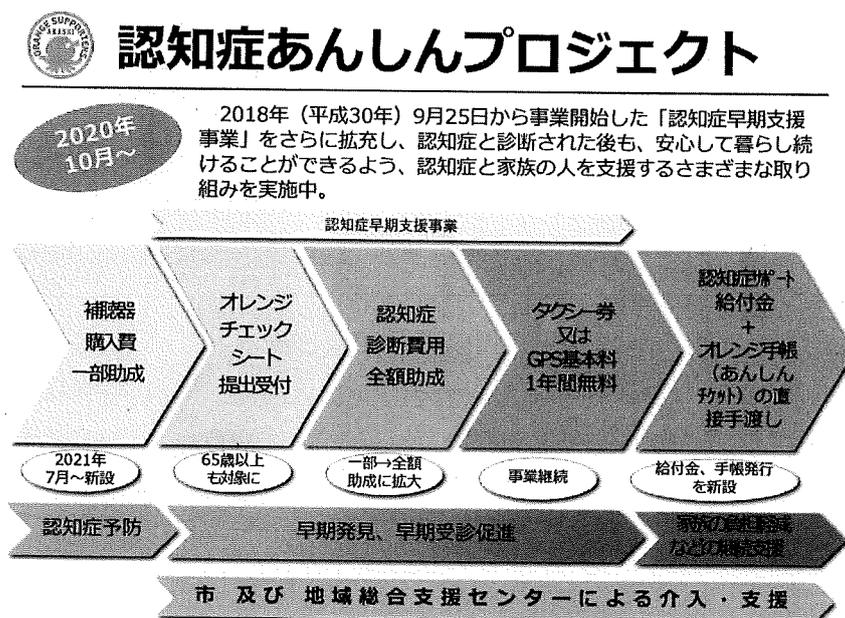
支援のあり方や課題を共有する場として年 1 回開催されている。認知症あんしんプロジェクトの他、明石市認知症あんしんまちづくり条例、介護保険事業計画など、認知症施策全般にわたり、審議を行う。構成としては家族会、医師会、認知症疾患医療センター、明石警察署、介護保険サービス事業者、商工会議所、商店街連合会、連合まちづくり協議会、高年クラブ連合会、民生委員児童委員、地域ボランティア、シルバー人材センター、社会福祉協議会、学識経験者や行政職員など、多くの関係者や団体が参画している。

(4) 認知症あんしんまちづくり条例

2022 年 4 月に施行された条例で、「認知症になっても自分らしく暮らせるまち」の実現を市の責務と位置づけ、施策の継続性を担保する重要な制度的基盤となっている。

(5) 認知症あんしんプロジェクト

以下の図のように、認知症予防から、早期発見、早期受診促進、家族の負担軽減などの施策群が一体的に推進されていることが示されている。



認知症あんしんプロジェクトの概要(視察資料より)

・高齢者補聴器購入費助成

所得制限なしで最大 2 万円を助成する制度。聴力低下に伴う認知症リスクの軽減にもつながる施策として位置づけられている。

・オレンジチェックシート、認知症早期支援事業、給付金

オレンジチェックシートを活用した状況確認など、早期発見につながる複数の支援が位置づけられている。オレンジチェックシートを提出すると図書カード 500 円の支給、チェックシートの結果で認知症の疑いがある人に対しては認知症診断費用を助成、認知症と診断された人に対しては GPS の基本使用料 1 年分無料、またはタクシー券 6,000 円分、更に在宅生活支援のため認知症サポート給付金 20,000 円を給付する。

(6) あかしオレンジ手帳

本人の状態、生活環境、医療・介護状況などを整理し、多職種が情報共有するための手帳として活用されている。後述の「あんしんチケット」と共に、ケアマネージャーや地域総合支援センター職員、市職員が訪問し、手渡しする。

(9) あんしんチケット (3つの無償サポート券)

あかしオレンジ弁当券 (本人及び介護者の弁当を 20 食分を無料宅配)、寄り添い支援サービス券 (見守り、話し相手など、ちょっとした困りごとに対してシルバー人材センターから寄り添い支援員を 10 回分派遣)、お試しショートステイ券 (市内 20 施設の介護老人福祉施設などで利用できるショートステイ 1 泊 2 日の 1 回分お試し券) をオレンジ手帳と共に配布する。

◆所感

明石市の認知症支援は、個別の施策の充実にとどまらず、“認知症になっても安心して暮らせるまちづくり”を本気で実現しようとする自治体の姿勢が随所に感じられた。特に印象的だったのは、予防のみに偏らず、「認知症になっても大丈夫だと思えるように」という価値観を明確に示している点である。“認知症そのものを否定しない”ことを出発点とした施策体系は、非常に温かみのあるものであった。

また、明石市の施策の中には、短期預かりや、補聴器購入費の助成など、一見すると「物やサービスを配る」形に見えるものもある。こうした施策は政治情勢によっては「バラマキ」と誤解され、政策の継続性を損なうリスクがある。しかし明石市では、2022 年施行の「認知症あんしんまちづくり条例」によって理念と役割を制度として明文化し、施策の継続性を確かなものになっている。

この点は、福祉政策が政局に左右されやすい現代において極めて重要な位置づけと言える。さらに、認知症支援にかかわる主体が非常に多様である中で、初期集中支援チーム、地

域包括支援センター、医療機関、協力事業所、市民サポーターなどが分断されることなく連携し、ひとつの体系として機能している点にも感銘を受けた。

市民参加を重視したオレンジサポーター制度や、事業者まで巻き込む協力事業所制度など、「地域全体で支える」という理念が実際の行動として運用されている。

明石市の取組は、認知症政策を「医療・介護の問題」に閉じず、地域づくり、尊厳の保障、市民協働の領域にまで広げた総合政策であると感じた。立川市が今後認知症施策を検討する際にも、早期発見・初期集中支援・本人と家族の負担軽減・地域理解の促進など、多層的な視点で参考にできる点が多くある。

厚生委員会 視察報告書

【日 時】2025年(令和7年)11月7日 10:00～11:30

【視 察 先】神戸市役所福祉局政策課(兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5-1)

【視察項目】こども・若者ケアラー支援事業について

【参加委員】山本洋輔(委員長)、稲橋ゆみ子、山本みちよ、若木早苗

【対 応 者】神戸市こども・若者ケアラー相談・支援担当窓口

◆取り組みの概要/視察内容

神戸市が「こども・若者ケアラー」支援に本格的に乗り出す契機となったのは、2019年、市内で20代の若者が認知症の祖母を殺めてしまった痛ましい事件である。若者が家族の介護や世話を一手に担い、孤立した状況に追い込まれていたことが背景にあり、市としても「子どもに限らず、若者にも同様の課題が存在する」と強く認識することとなった。

一般に「ヤングケアラー」は家族の世話や介護を日常的に担う子どもや若者を指すが、神戸市では20代を含む若者にも同様の負担が生じうる実態を重視し、市民にも若者も対象であることが伝わるように、市独自で「こども・若者ケアラー」という名称を採用している。上述の経緯を踏まえ、令和2年度11月から福祉局、健康局、子ども家庭局、教育委員会事務局から編成されるプロジェクトチームを発足し、関係者のヒアリングなどを通じて相談支援体制の在り方を検討し、令和3年度から以下の支援策を展開させている。

(1) 相談・支援窓口の設置

令和3年度より、こども・若者ケアラー相談・支援窓口が開設し、相談内容を調整する枠組も構築した。相談は、教育、福祉、児童部局などの部署を横断する内容が多く、状況共有や認識を合わせていく体制を構築していくことが肝要であり、相談窓口が主導しながら関係部署との連携を図っていく体制となっている。各部署においても研修や事例検討会などを開催し、理解を深めると同時に関係部署との連携を深めている。

令和4年の相談実績としては130件、そのうち本人か家族からの相談は24件、関係機関(学校、行政等)からの相談が101件であり、多くのきっかけは当事者側より学校や行政からの連絡になっていることが明らかになった。また、対象者としては小学生37名、中学生47名、高校生22名、学生9名、社会人15名と、中学生が最も多かった。

(2) 訪問支援(令和4年度～)

家庭の負担軽減とこどもの生活環境の維持を目的とし、介護負担が大きい家庭に対し、無料でヘルパーを派遣する訪問支援を実施。利用としては週1回・2時間で原則3か月としている。

(3) 交流・情報交換の場「ふうのひろば」

16～30歳の当事者が悩みを共有できる月1回の交流事業を実施。対面・オンライン双方に対応し、孤立しがちな若者の居場所の役割を果たしている。

◆所感

今回の視察を通じ、神戸市のこども・若者ケアラー支援は、単に制度を整備しただけではなく、教育・福祉をはじめとする関係部局が横断的に連携し、実際に機能させている点に大きな特徴があると感じた。相談の多くが本人や家族ではなく、学校や行政など関係機関から寄せられているという事実は、ケアラーが自身の状況を認識しにくいこと、また家庭内の問題は外部から見えにくいことを示している。そのため、日常的に子どもと接する学校が最初の「気づき」の場となり、そこから福祉部局へと確実につないでいく仕組みが極めて重要である。神戸市が相談窓口を中心に、教育委員会・障害福祉・生活保護・高齢介護等と庁内横断の連携体制を構築していることは、支援の実効性を高めるうえで欠かせない視点であり、非常に示唆に富むものであった。

また、「ヤングケアラー」という国の枠組みにとどまらず、20代の若者も対象に含めるべきだと判断したうえで「こども・若者ケアラー」という独自の名称を採用している点は、現場で起きた問題に正面から向き合い、制度を柔軟に広げていく自治体の姿勢として印象的であった。

訪問支援や交流の場「ふうのひろば」など、個々の事業は一見すると小規模に見えるが、ケアラーが孤立しないための継続的かつ実践的な支援である。特に、若者世代も安心して相談・参加できる体制を整えていることは、本市が今後支援体制を構築していく際にも大いに参考になる。

今回の視察で学んだ、「気づきの仕組み」「庁内横断の連携」「年齢にとらわれない包括的な支援」という視点は、立川市でヤングケアラー支援を進めるうえで非常に重要であると感じた。今後の本市の調査・検討において、神戸市の先進的な取組を踏まえながら、立川に適した支援体制を構築していく必要がある。